





平成29年6月3日(土)から

ETC 通行料金は**出口**で案内します

平成29年6月3日(土)からの新料金移行に併せて、阪神高速におけるETC車載器の料金案内方法が以下の通り変更となります。



現行

- ① 入口で「**最大(最遠端)料金額**」を案内します
- ② 出口で「入口からの利用距離に応じた**払戻し(割引)額**」を案内します

	①入口での車載器案内	②出口での車載器案内	通行料金 (ご請求額)
(例1)	 通行料金は 930円です	 払戻し料金は 110円です	820円
(例2)	 通行料金は 930円です	 ・通行できます ・ピンポン♪ 等	930円

新料金移行後 (平成29年6月3日～)

- ① 入口では**料金額を案内しません**
- ② 出口で「入口からの距離に応じた**通行料金額**」を案内します

	①入口での車載器案内	②出口での車載器案内	通行料金 (ご請求額)
(例)	 ・通行できます ・ピンポン♪ 等	 通行料金は 1220円です	1220円

最終ご利用出口までETCカードは抜かないでください

裏面に乗り継ぎご利用時のご案内の変更を記載していますのでご覧ください。

乗り継ぎご利用時の料金通知案内も、以下の通り変更となりますのでご注意ください。

現行

- ① 最初の入口で「最大(最遠端)料金額」を案内します
- ② 乗り継ぎ元出口で「最初の入口からの利用距離に応じた払戻し(割引)額」を案内します
- ③ 乗り継ぎ先入口で「乗り継ぎ前の出口における払戻し額」を再度課金(案内)します(一旦「最大(最遠端)料金額」に戻します)
- ④ 最終の出口で「最初の入口からの利用距離に応じた払戻し(割引)額」を案内します

①出島入口	②大浜出口	③堺入口	④湊町出口	請求額
通行料金は 930円です	払戻し料金は 420円です	通行料金は 420円です	払戻し料金は 210円です	720円

(例) ④出島→大浜～⑬堺→湊町
ご通行の場合



新料金移行後 (平成29年6月3日～)

- ① 最初の入口では料金を案内しません
- ② 乗り継ぎ元の出口で「最初の入口からの利用距離に応じた料金」を案内します
- ③ 乗り継ぎ先の入口では料金を案内しません
- ④ 乗り継ぎ先の出口で「最初の入口からの利用距離に応じた料金と、②で案内した料金との差額」を案内します

※割引等の適用により、②で案内した額より最終の料金が安くなる場合は、④で払戻し額を案内します。

①出島入口	②大浜出口	③堺入口	④湊町出口	請求額
通行できます ピンポイント 等	通行料金は 300円です	通行できます ピンポイント 等	通行料金は 390円です	690円

新料金制度について詳しくは
阪神高速HPをご覧ください。

阪神高速 ドライバーズサイト
<http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/>

